

横須賀税務署長 殿

自営業者・建設職人・労働者・年金生活者のための、国民の立場に立った税制度ならびに民主的税務行政確立に関する要望書

2011年12月12日

3.13 全国重税反対統一行動横須賀集会実行委員会

神奈川県建設一般労働組合横須賀三浦支部
新日本婦人の会横須賀支部
全日本年金者組合横須賀支部
三浦民主商工会
横須賀三浦地域労働組合総連合
横須賀民主商工会

貴署におかれましては、憲法にもとづいた適正かつ公平な税務行政の向上に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、横須賀・三浦両市の自営業者、建設労働者、建設職人、年金者、労働者等で構成する「3,13 重税反対全国統一行動横須賀集会実行委員会」です。

今国民生活は、社会保障費の連続的な削減や給料や売り上げの激減など生活全般にわたりきわめて厳しい状況にあります。

この厳しい現状の中で私たちは記帳指導や税金学習会などを通じて、適切な申告と納税を促す取り組みをおこないつつ、憲法にもとづいた税務行政のもとで基本的人権が尊重されるよう、国税庁や国税局に要請をおこなっています。

今国会において、国税通則法が改悪されました。しかし、憲法11条、13条に則り、基本的人権を最大限尊重したうえでの税務行政が求められていることには変わりありません。

私たちは、民主的な税務行政がおこなわれるよう以下の通り貴署に要請します。なお貴署の管掌外の要請につきましては、関係機関に上申して下さい。

1、 税務調査について

「税務運営方針」に則った税務行政の推進をお願いし、具体的に要請します。

(参考)

納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところになさなければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便をかけないように務めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない

税務行政に対する苦情あるいは批判については、職員のすべてが常に注意を払い、改めるべきものは速やかに改めるとともに、説明や回答を必要とする場合は、ただちに適切な説明や回答を行うよう配慮(はいりよ)する

①「お尋ね文書」、「収支内訳書」、「法人概況書」などの提出を強要しないこと

法定外文書である「お尋ね文書」の提出は、事前調査に相当する内容や手続きを含んでおり、租税法律主義及び申告納税制度、さらに憲法 31 条(法定の手続きの保障)等の行政指導に反するものです。それらのものの提出はあくまでも任意であり、提出を再三にわたって強要する事や、提出しないことをもって税務調査や納税者の不利益を示唆するなどの対応はおこなわないこと。

②税務調査をおこなう場合は日時、目的を必ず事前に通知すること

税務署が納税者に対し質問や検査をおこなう場合、「税務運営方針」に則り、調査の目的、日時、場所、対象について必ず事前に通知してください。また、調査の終了を必ず速やかに通知してください。

(参考「税務運営方針」)

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限り行うこととする。

なお、納税者との接触に当っては、納税者に当局の考え方を的確に伝達し、無用の心理的負担を掛けないようにするため、納税者に送付する文書の形式、文章等をできるだけ平易、親切なものとする。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることにな

るので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

(参考)

第72国会衆議院本会議の決議(昭和49年6月)満場一致

「税法行政の改善については、税務調査に当り、事前に納税者に通知するとともに、調査は理由を開示すること」

③税務調査の際に、第三者の同席を認める事

税務調査に際して、納税者の記帳補助者に同席を求めることは、納税者の当然の権利です。「公務員の守秘義務」は、公務員本人に対しての義務を定めたものであり、税務調査の現場において調査対象本人が認めた人物を同席させることについては当てはまりません。第三者の同席を認めてください。

④納税者の承諾なしの反面調査はおこなわないこと

納税者の承諾なしに、取引先や取引金融機関に対する反面調査は、事業における信頼関係に多大な否定的影響を及ぼすことになるため、「税務運営方針」に則り、「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合におこなう」ことを徹底し、本人の承諾を必ず得ること

⑤「税務運営方針」を励行する事

昭和51年に策定された「税務運営方針」に則った税務行政を職員に周知徹底すること

⑥年末年始の税務調査はおこなわないこと

繁忙期である年末年始、12月16日から1月15日には税務調査はおこなわないこと。この時期の税務調査は営業への打撃となります。

2、納税者への対応について

①滞納処分については実態を考慮し、納税者の権利が侵害されることのないようにする事

滞納整理については納税者の実情を正確に把握し、憲法で保障された人権を最大限尊重する立場での対応を徹底すること。また納税者の実情を直接対面して聞き取るなど、丁寧かつ慎重な対応をすること。納税が困難である納税者には、分割納付や納税の猶予申請など納税緩和措置を周知徹底し、納税者がその営業と生活を維持しながら納税できるよう、納税者の人権・生活を守る立場で対応する事。またどう

しても払えないときには、滞納処分の停止を認めてください。

また事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、差押えの猶予または解除する事。やむなく差押えする場合、生存権的財産の差し押さえあるいは、超過差し押さえはしないこと

②「納税の猶予」、「換価の猶予」について

「(納付困難)とは、納税者に納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと」とされていますが、「納税の猶予」の申請があった場合に「現在納付能力調査」をおこなったうえで、判定すること。

「換価処分を執行しないことが、徴収上有利であると認められるとき」(要領第3章第1節6)には、「換価の猶予」を認めること。

差し押さえについても、国税徴収法基本通達に基づき、上記と同様の判断をおこなうこと。

「滞納者から納付困難を理由として分納の申出等があった場合には、そのまま放置することなく、換価の猶予に該当するかどうかを検討するよう配意する」こと。

③税務署のアルバイト雇用について

窓口業務などで、アルバイトと思われる職員が増えています。税務署員は特に個人情報保護が厳格に求められる職場です。また、昨今の厳しい納税者の状況に対し、機械的ではない、国民の立場に立った対応が求められます。そのような職場における非正規雇用職員の増加は納税者の不安を増すものです。私たちは、正規雇用で真に納税者の立場に立つ職員の増加を求めます。

3、国税通則法改正にあたり、以下について要望する

①税務調査について、「同意がないと調査はできない」、「事前通知は調査開始日まで相当の時間の余裕をおいて行う」(2011年11月18日衆議院財務金融委員会での岡本国税庁次官)との答弁通りにおこなうこと

②帳簿・資料の提出について、「(罰則は)正当な理由がなく提出に応じない場合で、決して税務署が強権的に提示・提出をさせることはしない」「(帳簿は)返還する」(同)との答弁通りにおこなうこと

③所得300万円以下の白色申告者にまで記帳義務を課す問題について、国税庁の岡本栄一次長は「記帳が不十分な場合でも記録などにもとづいて行う」と答弁。この答弁通りに記帳していないことを理由に、推計課税は行わないこと

④すべての処分に対して、理由付記をおこなうこと

⑤反面調査は、本人の承諾を得ること。承諾なくしておこなった場合は、その理由

を本人に正確に伝えること

⑥「人格なき社団」等への質問検査権の行使は、事前の通知、理由説明など社会通念上適切な態様にておこなうこと

⑦修正申告は強要しないこと

⑧「納税者の権利憲章」を制定すること

4、消費税の増税反対など税制と制度改善について

①消費税は、所得が低い人ほど税負担が重くなる逆進性がある税制度であり、特に格差が広がる今の日本ではすべての国民の間で格差をさらに広げる最悪の不公平税制です。消費税の増税はおこなわないこと

また消費税の免税点を3000万円に戻し、簡易課税の適用上限を2億円にすること。総額表示義務を廃止すること。

②すべての国民を対象に所得税の課税最低限を生活保護基準の水準にまで下げる。当面、基礎控除を170万円に、配偶者控除と扶養控除をそれぞれ76万円に引き上げること

③所得税の税率は、「能力に応じた公平な負担」の原則を貫く総合累進課税制度を導入すること

④所得税の税率の平準化をやめ、高額所得者の最高税率を引き上げること

⑤所得税法56条は「女性差別撤廃条約」の差別法規にあたり、これを廃止すること

⑥老年者控除を復活し、公的年金等の所得控除に関し控除となる額を引き上げること

⑦法人税を累進課税とし最高税率を引き上げること。当面42%に直ちに戻すこと
連結納税制度の損益通算やリストラを推進する企業分割税制をやめ、連結付加税を復活させること

⑧大企業への受取金不算入や及び貸倒引当金など各種引当金制度をただちに減額または廃止すること

⑨研究開発減税は、適用に資本金上限を設け、中小企業支援に特化すること

⑩納税者番号制度は導入しないこと

⑪税金の延滞金の利息はサラ金並みの高利率であり、払いたくても払えない納税者にとって過大な負担となっている。延滞金利息を大幅に引き下げる

⑫大工、左官、とび職人の受ける報酬に係る所得税の取り扱いについて、「所得税特別通達 昭和30年2月22日 直所5-8」を復活させ、自家労賃を認めること

以上